



問合せ先：

厚生労働省医薬食品局
食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室
(内線 2497, 2474, 2498)

平成20年度
輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

平成21年8月
厚生労働省医薬食品局食品安全部

(注) 紙面の都合上、表の一部を省略させて頂きました。

平成20年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

はじめに

平成20年度において、我が国に輸入された食品、添加物、器具、容器包装及びおもちゃ（以下「食品等」という。）は、輸入届出件数で約176万件、輸入重量で約3,155万トンでした。一方、農林水産省が作成した「平成19年度食料需給表」によると、我が国の食料自給率は約4割（供給熱量総合食料自給率）とされており、熱量ベースで約6割の食品を輸入に依存する状況となっています。

我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するために国が行う監視指導については、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、リスクコミュニケーションの実施及びパブリックコメントを募集し、平成20年度輸入食品監視指導計画（以下「計画」という。）を策定し、同条第3項の規定により官庁報告として官報に公表した上で、計画に基づいて行っているところです。

今般、計画に基づいて実施したモニタリング検査、検査命令等の輸入食品等に係る検査の実施状況及びその結果の概要、輸入者に対する監視指導及びその結果等の監視指導の実施状況について詳細をとりまとめたので公表します。

参 考：「輸入食品の安全を守るために」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>

問合せ先：医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室



1. 平成20年度輸入食品監視指導計画の概要

1 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画（法第23条）をいう。

【目的】国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第4条（食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の3段階での衛生確保対策を図るべく計画を策定。

3 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{※1}（平成20年度計画：126食品群、約8万件）の実施
- 検査命令^{※2}（平成21年3月31日現在：全輸出国対象の16品目及び36カ国・1地域対象の190品目）
- 包括的輸入禁止規定^{※3}
- 海外情報等に基づく緊急対応

4 輸出国における衛生対策の推進

- 輸出国政府に対する衛生管理対策の確立の要請
- 二国間協議や現地調査を通じた、農薬等の管理・監視体制の強化、輸出前検査の推進

5 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

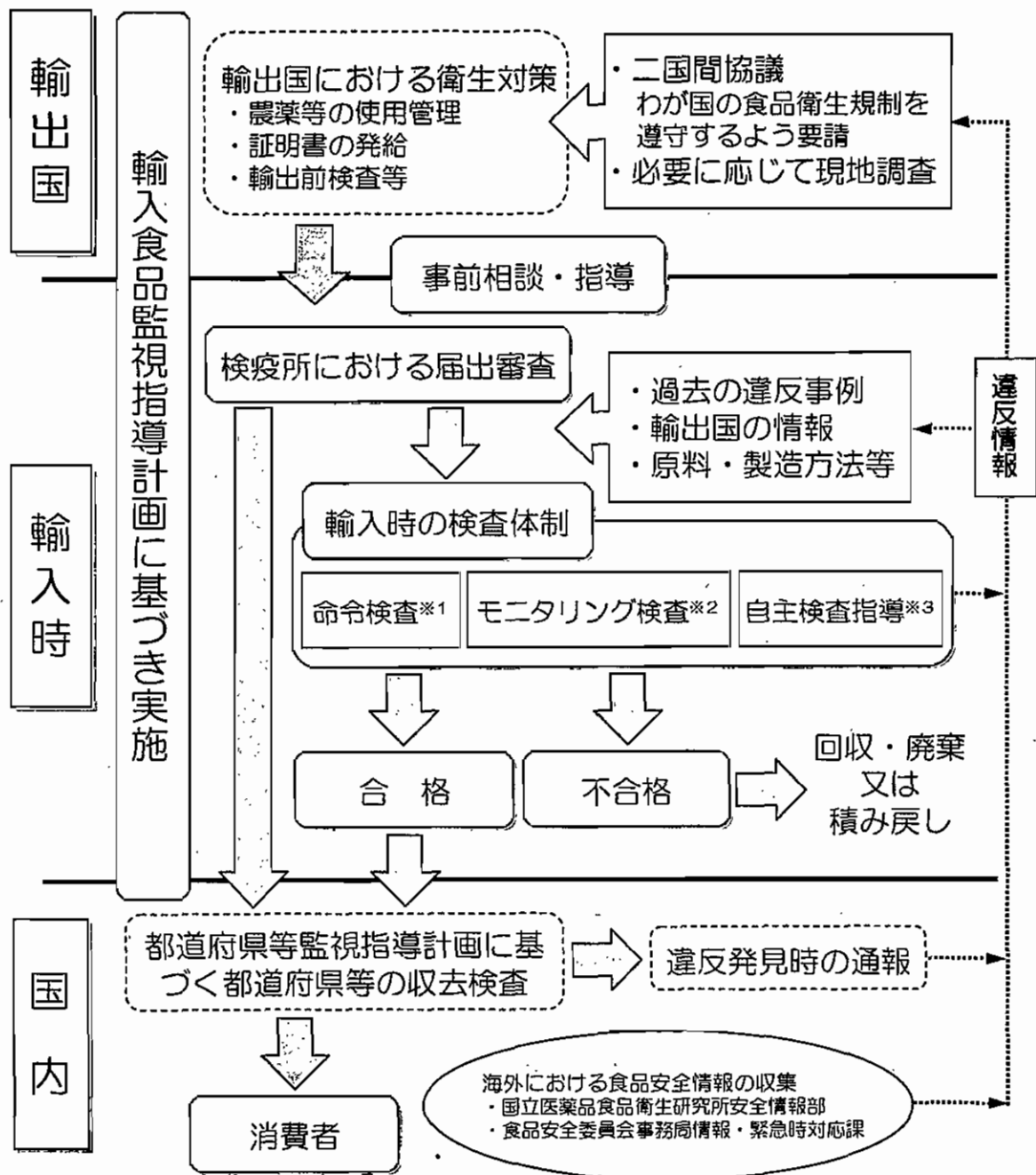
- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 初回輸入時及び定期的自主検査の指導
- 記録の保存に係る指導
- 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発

※1：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2：違反の蓋然性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し検査を命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止できる規定

輸入食品の監視体制等の概要



※1：違反の蓋然性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し検査を命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査

※2：食品の種類毎に輸入量、違反率、危害度等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※3：輸入者の自主的衛生管理の一環として、初回輸入時等に、当該輸入食品等が法に適合していることを確認するために行う検査指導

2. 平成20年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

輸入食品等の安全性確保については、輸出国における生産、製造、加工等の段階から輸入後の国内流通までの各段階において、適切な措置が講じられることが必要であるとの基本的考え方に基づき、厚生労働省本省及び検疫所においては、以下に掲げる措置を通じて、食品等の輸入時における監視指導を行うとともに、食品衛生上の問題発生時には、二国間協議、専門家の派遣等により、輸出国における衛生対策の推進を図った。また、輸入後の国内流通、販売段階において監視指導を行う都道府県等と違反発見時等における連携強化を図り、輸入者による回収等が迅速に行われるよう適切な措置を講じた。さらに、必要に応じて輸入時の検査強化を行った。

(1) 法第27条に基づく輸入届出時における法違反の有無の確認

法第27条の規定に基づく輸入届出等により、法第11条第1項又は第18条第1項の規定に基づく食品等の規格又は基準（以下「規格基準」という。）をはじめとする法への適合性についての審査を行うとともに、輸入時において必要な検査を実施した。



コンピュータシステムによる届出審査

平成20年度の届出・検査・違反状況（表1）をみると、輸入届出件数は約176万件であり、輸入届出重量は約3,155万トンであった。これに対し、約19万件（11.0%）について検査を実施し、このうち1,150件（延べ1,226件）を法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。これは届出件数の0.1%に相当する。

(2) 法第28条に基づくモニタリング検査

モニタリング検査については、多種多様な輸入食品等について、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、輸入実績及び違反率等を勘案し、検疫所が行う検査件数及び検査項目を定めており、平成20年度は延べ79,809件の検査を計画した。

また、ポジティブリスト制度の施行を踏まえ、食品衛生監視員を334名から341名に増員するとともに、残留農薬等に係る検査機器を増設した。さらに、海外での農薬の使用状況等を踏まえ、検査項目を、残留農薬は500項目から510項目、残留動物用医薬品は130項目から140項目、加工食品について、残留農薬検査を約4,000件増加して実施した。



コンテナヤードでの検体採取

平成 20 年度のモニタリング検査実施状況（表 2）をみると、延べ 79,809 件の計画に対し、延べ 83,951 件（実数 49,133 件）（延べ件数に対する実施率：105%）を実施し、このうち 221 件（延べ 245 件）を法違反として、回収等の措置を講じた。



農産物の残留農薬検査（濃縮）

このモニタリング検査等で法違反が発見された場合の対応としては、必要に応じて同検査率を強化し（表 3）、残留農薬及び残留動物用医薬品で同一国の食品について複数回の法違反が発見された場合等、法違反の蓋然性が高いと見込まれる食品等については、輸入の都度検査を実施する検査命令（表 4）の対象としたほか、アフラトキシンやリステリア菌が検出された食品は直ちに検査命令（表 5）の対象として検査強化を図った。

(3) 法第 26 条に基づく検査命令

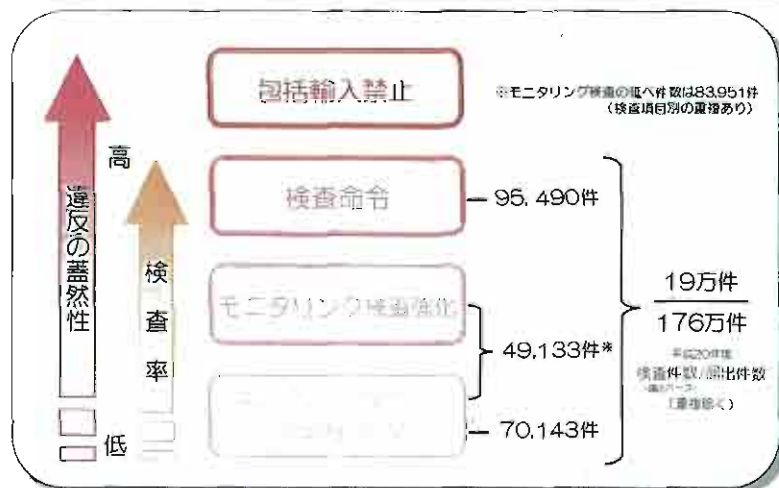
食品衛生上の危害の発生防止のため、法違反の蓋然性の高い輸入食品等については、対象国・地域、対象食品等及び検査の項目等を定め、法第 26 条の規定に基づく検査命令を実施した。



ガスクロマトグラフ質量分析計による分析

平成 21 年 3 月 31 日現在で、全輸出国対象の 16 品目及び 36 カ国・1 地域対象の 190 品目を検査命令の対象としており、平成 20 年度の検査命令の実績（表 6）をみると、95,490 件（延べ 174,610 件）の検査命令を実施し、このうち 421 件（延べ 432 件）を法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。

輸入時の検査体制の概要



(4) 違反状況

モニタリング検査 49,133 件(延べ 83,951 件)、検査命令 95,490 件(延べ 174,610 件)を含め、違反事例を条文別(表 7)にみると、食品の微生物規格、残留農薬の基準、添加物の使用基準等の規格基準に係る法第 11 条違反の 847 件(69.1% : 延べ違反件数(1,226 件)に対する割合)が最も多く、次いでアフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等に係る法第 6 条違反の 256 件(20.9%)、指定外添加物の使用に係る法第 10 条違反の 65 件(5.3%)、器具又は容器包装の規格に係る法第 18 条違反の 43 件(3.5%)、おもちゃの規格に係る法第 62 条(準用規定)違反の 8 件(0.7%)と続いている。

検査内容別の違反事例をみると、残留農薬に係る違反事例(表 8-①)が 359 件(29.3% : 延べ違反件数(1,226 件)に対する割合)が最も多く、次いで、冷凍食品等の微生物規格に係る違反事例(表 8-②) 260 件(21.2%)、有害・有毒物質に係る違反事例(表 8-③) 181 件(14.8%)、指定外添加物の使用や使用基準違反等の添加物に係る違反事例(表 8-④) 142 件(11.6%)、残留動物用医薬品に係る違反事例(表 8-⑤) 115 件(9.4%)の順となっている。

残留農薬に係る違反事例(表 8-①)を国別にみると、エチオピアが 77 件(21.4% : 残留農薬に係る延べ違反件数(359 件)に対する割合)、次いで中国 61 件(17.0%)、カナダ 34 件(9.5%)と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、エチオピアでは、コーヒー豆のγ-BHC(リンデン)、クロルデン及びヘプタクロル、中国では、にんじんのアセフェート及びメタミドホス、カナダでは、いんげん豆のグリホサートなどの違反事例が上位を占めている。

微生物規格に係る国別の違反事例(表 8-②)を国別にみると、タイが 57 件(21.9% : 微生物規格に係る延べ違反件数(260 件)に対する割合)、次いで中国 50 件(19.2%)、フィリピン 30 件(11.5%)と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、いずれの国も冷凍食品の微生物規格(一般生菌数、大腸菌群、E. coli(大腸菌))違反が上位を占めている。

有害・有毒物質に係る違反事例(表 8-③)を国別にみると、米国が 68 件(37.6% : カビ毒に係る延べ違反件数(181 件)に対する割合)、次いで中国 19 件(10.5%)、フランス 17 件(9.4%)と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、米国では、とうもろこしのアフラトキシシンの付着、中国では、落花生のアフラトキシシンの付着、フランスでは、菓子のシアン化合物含有などの違反事例が上位を占めている。

添加物に係る国別の違反事例(表 8-④)を国別にみると、中国が 39 件(27.5% : 添加物に係る延べ違反件数(142 件)に対する割合)、次いで台湾 19 件(13.4%)、米国 14 件(9.9%)と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では乳及び乳製品を含んだ食品でのメラミンの混入、台湾では粉末食品へのアルミノケイ酸ナトリウムの使用、米国ではすじこでの亜硝酸根の残

存基準超過などの違反事例が上位を占めている。

残留動物用医薬品に係る違反事例（表 8-⑤）を国別にみると、中国が 58 件（50.4%：残留動物用医薬品に係る延べ違反件数（115 件）に対する割合）、次いでベトナム 43 件（37.4%）、インドネシア 10 件（8.7%）と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では、鶏肉製品のフラゾリドン（AOZ）及びフラルタドン（AMOZ）、ベトナムでは、えびのクロラムフェニコール及びフラゾリドン（AOZ）、インドネシアでは、えびのフラゾリドン（AOZ）などの違反事例が上位を占めている。

(5) 海外からの食品衛生問題発生情報等に基づく緊急対応

国立医薬品食品衛生研究所や内閣府食品安全委員会において収集している海外での食中毒の発生や違反食品の回収等の情報に基づき、平成 20 年度においては、メキシコ産とうがらしのサルモネラ属菌汚染、チリ産豚肉のダイオキシン類汚染、中国産粉ミルクのメラミン混入、米国産ピーナッツ製品のサルモネラ属菌汚染などの問題について、輸入時の監視体制の強化及び国内の流通状況の調査（表 9）を行った。

また、平成 20 年 1 月に発生した食品による中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案を受け、加工食品の残留農薬検査について、20 年度中に計 3,105 検体について検査を実施した結果、違反は認められなかった。



加工食品の残留農薬検査（粉碎）

(6) 輸出国における衛生対策の推進

平成 20 年度においては、輸出国における衛生対策の推進として、検査命令やモニタリング検査強化対象となった食品について、輸出国政府に対し、当該食品の違反情報を提供するとともに、二国間協議等を通じて違反原因の究明や再発防止対策を講じるよう要請した。

また、残留農薬や牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）の問題など、輸出国における生産、加工段階での衛生対策の確認が必要な場合には、輸出国へ専門家を派遣し、当該輸出国の衛生対策の現地調査を行った（表 10）。

このうち、米国産牛肉については、平成 20 年 8 月 17 日から 8 月 31 日にかけて、対日輸出認定 10 施設（新規認定予定 1 施設含む）について現地調査を行い、対日



イタリア食肉処理施設の査察

輸出プログラム遵守の検証を実施した。また、カナダ産牛肉については、平成 20 年 10 月 14 日から 10 月 25 日にかけて、対日輸出認定 5 施設について現地調

査を行い、同じく対日輸出プログラムの遵守の検証を実施した。

(7) 法第 8 条及び第 17 条に基づく包括的輸入禁止規定

包括的輸入禁止措置については、「食品衛生法第 8 条第 1 項及び第 17 条第 1 項等に基づく特定食品等の販売、輸入等禁止処分の取扱い指針(ガイドライン)」(平成 14 年 9 月 6 日付け食発第 0906001 号別添)に基づき、直近 60 件の検査命令による違反率が一時的に 5%を超えたカナダ産いんげん豆(グリホサート)、韓国産あげまきがい(エンドスルファン)、台湾産にんじん(アセフェート)、中国産にんじん(アセフェート)及びエチオピア産コーヒー豆(γ-BHC、クロルデン及びヘプタクロル)について、衛生管理状況を確認するとともに、改めて改善対策を要請した。この結果、平成 20 年度において当該措置の発動対象となる品目はなかった。

(8) 輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導

計画を踏まえ、輸入者に対し、当該輸入食品等の生産・製造者等から必要な資料を入手するなどにより、事前にその安全性を確認するとともに、我が国に初めて輸入しようとするものや同種の食品で違反事例のあるもの等については、事前に各検疫所に相談するよう説明会等により指導を行った。また、食品への有毒・有害物質の混入事案を踏まえ、輸出国における衛生対策に関する情報収集を推進し、問題発生未然防止に努めること、特に、加工食品にあつては、平成 20 年 6 月に通知した「輸入加工食品の自主管理に関する指針(ガイドライン)」に基づき、輸入者に対して輸出国での原材料、製造・加工、保管及び輸送の各段階において、改めて必要な確認を行うよう周知した。



窓口での届出指導

平成 20 年度の検疫所の輸入食品相談指導室における輸入相談実績(表 11)をみると、品目別に 27,083 件の輸入相談を実施し、このうち事前に法に適合しないことが判明した事例は 410 件(延べ 499 件)であった。

法に適合しない事例を条文別(表 12)にみると、添加物の使用基準等の規格基準に係る法第 11 条違反の 259 件(51.9%：延べ違反件数(499 件)に対する割合)が最も多く、次いで指定外添加物の使用に係る法第 10 条違反の 224 件(44.9%)と続いている。

また、国別にみると(表 13)、米国が 131 件(26.3%：延べ違反件数(499 件)に対する割合)と最も多く、次いでイタリア 57 件(11.4%)、中国 34 件(6.8%)



検疫所における輸入者説明会

と続いている。品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、米国では健康食品への指定外添加物の使用、イタリアではアイスクリームの製造基準不適合、中国では、調味料へのソルビン酸の対象外使用などの違反事例が上位を占めている。

なお、これら輸入相談において、法に適合しないことが判明した場合には、輸入者に対し、法に適合するよう適切な対策を講じ、改善が図られるまで輸入を見合わせるよう指導を行い、改善の結果、法に適合することが書類等で確認できたものについても、必要に応じて、サンプル品の輸入等により、当該食品等が規格基準等を満たしているか否かを検査等により確認するよう指導を行った。



輸入相談指導室での相談指導

(9) 輸入食品等の違反情報の公表及び都道府県等との連携

食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第 63 条の規定に基づき、法に違反した輸入者の名称・所在地、対象輸入食品等の違反情報をホームページに掲載し、公表した。また、違反者の名称等の公表に併せ、改善措置の内容、違反原因等についても、判明次第公表した。

また、輸入時の検査で違反が判明したもののうち、違反判明時に既に通関していた輸入食品等については、関係都道府県等と連携を図り、迅速な回収を行った。都道府県等による国内流通時の検査において発見された違反輸入食品等（表 14）については、必要に応じ検査強化を行った。

表2 モニタリング検査実施状況(平成20年度)

食品群	検査項目※1	年度計画件数※2	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗生物質等	2,213	2,160	1
	残留農薬	1,678	1,908	1
	添加物	-	10	0
	成分規格	657	740	0
	SRM除去	-	4,249	0
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイスクリーム、冷凍食品(肉類)等	抗生物質等	1,490	1,794	6
	残留農薬	532	705	0
	添加物	1,128	1,558	0
	成分規格	1,820	1,867	7
	魚種鑑別(ワケ遺伝子)	-	-	-
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等	抗生物質等	3,527	3,399	7
	残留農薬	831	1,993	3
	添加物	235	387	1
	成分規格	895	1,165	0
	魚種鑑別(ワケ遺伝子)	-	2	0
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、冷凍食品(水産動物類、魚類)、魚介類卵加工品等	抗生物質等	3,286	3,861	2
	残留農薬	1,729	2,655	0
	添加物	1,787	2,546	1
	成分規格	3,885	4,446	26
	魚種鑑別(ワケ遺伝子)	-	87	0
	放射線	-	-	-
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、落花生、ナッツ類、種実類等	抗生物質等	741	1,153	1
	残留農薬	18,367	17,419	127
	添加物	598	580	0
	成分規格	1,243	1,269	0
	カビ毒	2,210	2,744	3
	遺伝子組換え食品	1,254	1,273	1
	放射線	-	6	0
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、果実加工品、香辛料、即席めん類等	抗生物質等	-	122	0
	残留農薬	6,571	6,362	9
	添加物	4,204	4,604	4
	成分規格	2,119	2,139	15
	カビ毒	2,238	1,897	3
	遺伝子組換え食品	207	54	0
	放射線	310	420	8
	放射線	-	-	-
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、食用油脂、冷凍食品等	抗生物質等	299	104	0
	残留農薬	238	455	0
	添加物	3,078	2,738	7
	成分規格	657	567	4
	カビ毒	598	609	0
	遺伝子組換え食品	-	35	0
	放射線	-	7	0
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、アルコール飲料等	残留農薬	299	216	0
	添加物	897	1,185	0
	成分規格	897	735	4
	カビ毒	299	173	2
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	1,792	1,553	2
総計(延数) 年度計画件数総計には、検査強化分として5,000件を計上		79,809	83,951 実施率約105%	245

※1:検査項目の例

- 抗生物質等:抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤、飼料添加物等
- 残留農薬:有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- 添加物:ソルビン酸、安息香酸、二酸化イオウ、着色料、ポリソルベート、サイクラミン酸、TBHQ、防ばい剤等
- 成分規格等:成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群、腸炎ビブリオ等)、病原微生物(腸管出血性大腸菌O157、リステリア菌等)、貝毒(下痢性貝毒、麻痺性貝毒)、割り箸の防ばい剤等
- カビ毒:アフラトキシン、デオキシニバレノール、パツリン等
- 遺伝子組換え食品:安全性未審査遺伝子組換え食品等

※2:抗生物質、農薬等の検査項目別の計画件数の概算を示したものの

表6 主な検査命令対象品目及び検査実績(平成20年度)

対象国・地域	主な対象食品	主な検査項目	検査件数	違反件数
全輸出国 (16品目)	落花生、ナッツ類、チリペッパー等	アフラトキシン	9,078	64
	シアン含有豆類、キャッサバ	シアン化合物	462	11
	筋子	亜硝酸根	327	10
中国 (45品目)	鶏肉、えび、うなぎ、はちみつ等	ニトロフラン類、テトラサイクリン系抗生物質、マラカイトグリーン等	50,205	38
	野菜、果実、豆類、魚類 (しいたけ、ねぎ、どじょう等)	フェンプロパトリン、デブフェノジド、メタミドホス、ピリメタニル等	28,518	33
	乳及び乳製品並びにこれらを原料とする加工食品	メラミン	5,228	11
	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	5,833	8
	うなぎ加工品	一般生菌数、大腸菌群	607	0
	全ての加工食品	サイクラミン酸	912	0
タイ (26品目)	野菜、果実 (おくら、マンゴー、バナナ等)	EPN、クロルピリホス、シペルメトリン等	3,108	2
	養殖えび	オキシソリニック酸	2,196	0
	バジルシード	アフラトキシン	3	0
韓国 (20品目)	あげまきがい、しじみ	エンドスルファン	193	10
	野菜 (パプリカ、とうがらし、エゴマ等)	エトプロホス、クロルピリホス、ピフェントリン等	636	6
	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	902	1
	生食用アカガイ	腸炎ビブリオ	2	0
台湾 (15品目)	野菜、果実、茶 (ウーロン茶、ニラ、マンゴー等)	プロモプロピレート、クロルピリホス、シフルトリン等	795	19
	うなぎ、ローヤルゼリー、スッポン	クロラムフェニコール、ニトロフラン類等	5,266	0
	加工食品等	サイクラミン酸、一酸化炭素	64	0
米国 (13品目)	とうもろこし、アーモンド等	アフラトキシン	2,628	49
	野菜、穀類(パセリ、セロリ等)	クロルピリホス、ボスカリド等	356	2
ベトナム (8品目)	えび、いか、養殖うなぎ	クロラムフェニコール、ニトロフラン類等	28,338	42
	ほうれんそう	インドキサカルブ	151	1
	ゴマの種子等	アフラトキシン	42	0
	水産食品	赤痢菌	29	0
	加工食品等	サイクラミン酸	89	0
エチオピア (1品目)	コーヒー豆	γ-BHC、DDT、クロルデン等	372	31
その他(30カ国、総63品目)			28,270	94
合計			174,610	432

※検査件数は、検査項目別の延べ件数

表7 条文別違反事例(平成20年度)

違反条文	違反件数 (件)	構成比 (%)	主な違反内容
第6条 (販売を禁止される 食品及び添加物)	256	20.9	落花生、ハトムギ、とうもろこし、とうがらし、カカオ豆、ごまの種子、アーモンド等のアフラトキシンの付着、有毒魚類の混入、下痢性・麻痺性貝毒の検出、シアン化合物の検出、非加熱食肉製品からのリステリア菌検出、米、小麦等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生等
第9条 (病肉等の販売等の 制限)	7	0.6	衛生証明書の不添付
第10条 (添加物等の販売等 の制限)	65	5.3	メラミン、サイクラミン酸、アゾルビン、TBHQ、アルミノケイ酸ナトリウム、パテントブルーV、プリリアントブラックBN、ローダミンB、塩化メチレン、一酸化炭素等の指定外添加物を使用したもの
第11条 (食品又は添加物の 基準及び規格)	847	69.1	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反(農薬の残留基準違反)、水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留基準違反、農薬の残留基準違反)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準違反(ソルビン酸、安息香酸、二酸化硫黄等)、添加物の成分規格違反
第18条 (器具又は容器包装 の基準及び規格)	43	3.5	器具・容器包装の規格違反 原材料の材質別規格違反
第62条 (おもちゃ等について の準用規定)	8	0.7	おもちゃ又はその原材料の規格違反
合計	1,226(延数) ^{※1} 1,150(実数) ^{※2}		

※1 検査項目別の延べ件数

※2 検査対象となった届出の件数

表 10 主な二国間協議・現地調査の実施事例(平成 20 年度)

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
米国産牛肉 (BSE)	平成 15 年 12 月から協議開始。平成 17 年 12 月、輸出プログラムの遵守を輸出条件として、特定施設からの輸出を再開。平成 18 年 1 月、せき柱が含まれる米国産子牛肉を確認したことから、全ての米国産牛肉の輸入手続きを停止したが、同年 7 月手続き再開。対日輸出プログラムの遵守の検証のため、対日輸出認定施設の現地調査を実施。協議継続中。	平成 20 年 8 月
韓国産エゴマ及びびとうがらし (残留農薬)	平成 20 年 4 月より協議開始。登録業者及び農場の現地調査を実施。登録業者について検査命令を解除。	平成 20 年 9 月
カナダ産牛肉 (BSE)	平成 15 年 5 月から協議開始。カナダ政府が認定する対日輸出施設について、輸出基準の遵守の検証のため、現地調査を実施。協議継続中。	平成 20 年 10 月
フィリピン産アスパラガス (ジフェノコナゾール)	平成 19 年 5 月より協議開始。登録業者及び農場の現地調査を実施。登録業者について検査命令を解除。	平成 20 年 11 月
フィリピン産オクラ (テブフェノジド、フルアジホップ、メタミドホス)	平成 20 年 2 月より協議開始。登録業者及び農場の現地調査を実施。登録業者について検査命令を解除。	平成 20 年 11 月
タイ産グリーンアスパラガス (EPN)	平成 20 年 7 月から協議開始。登録業者及び農場の現地調査を実施。登録業者について検査命令を解除。	平成 21 年 2 月
タイ産バナナ (シベルメトリン)	平成 20 年 10 月から協議開始。登録業者及び農場の現地調査を実施。登録業者について検査命令を解除。	平成 21 年 2 月
チリ産豚肉 (ダイオキシン)	平成 20 年 7 月から協議開始。ダイオキシンプログラムの検証の目的で現地調査を実施。	平成 21 年 2~3 月
中国産えだまめ、しそ及びライチ(残留農薬)	登録輸出業者及び農場の現地調査を実施。検査命令を解除。	平成 21 年 3 月
中国産はちみつ (動物用医薬品)	現地調査を実施。検査命令を解除。	平成 21 年 3 月
中国産鶏肉 (動物用医薬品)	平成 20 年 6 月から協議開始。養鶏場及び食鳥処理施設の現地調査を実施。協議継続中。	平成 21 年 3 月
中国産食品 (食品衛生全般)	中国の国内法に違反する食品の対日輸出の防止及び食品衛生法を遵守した対日輸出の確保を要請。	平成 21 年 3 月
エチオピア産コーヒー豆 (残留農薬)	平成 20 年 5 月より協議開始。登録業者及び農場の現地調査を実施。協議継続中。	平成 21 年 3~4 月